

# 人権だより

考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校  
令和7年7月1日発行  
(第4号)

なつやす  
夏休みまで、あと2週間  
しうかん  
きけん

## 「インターネットは危険がいっぱい」

### ネットいじめは最大の「人権侵害」

もうすぐ夏休みですが、毎年トラブルが多発する、SNSなど、ネットによるトラブルが心配です。被害にあわないように、日頃から対策を立て、実行することが大切です。

現代社会は「ネット社会」と呼ばれ、スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでもインターネットに接続するようになりました。また、SNS（ソーシャルネットワークサービス）や動画投稿サイト、動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるといったメディアの特性、情報配信の容易さ、匿名性などから、インターネット上のプライバシーの侵害や名誉棄損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、掲示板等への個人情報の無断公開、コンピューターウィルスや不正アクセスなどによる個人情報の取得、スマートフォンなどを介した不正なアプリケーションによる情報流出といった悪質な事例が多発しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子ども同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘いにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も多発しています。

### その書き込み、大丈夫？

ネット社会では、軽い気持ちで書き込んだ内容をきっかけに、いじめや自殺など、大きな事

件へ発展するケースが最近特に多くみられるようになりました。

発信する前に、もう一度、よく考えましょう。

## 「子どもの権利条約」とは？

子どもの権利条約は、世界中の、すべての子どもたちが持つ権利を定めた条約です。

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が権利を持つ主体であることを明確に示しました。

子どもが、おとなと同じように、一人の人間としても多様な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利をも定めています。

条約の採択は、世界中で、子どもたちの状況の改善につながってきました。

### 子どもの権利条約



#### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる。



#### 育つ権利

勉強したり、遊んだりして、もって生まれた能力を十分伸ばしながら成長できる。



#### 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になつたら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる。



#### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる。

このように、子どもの人権は国際条約によって守られています。これから学校が休みになり、長い夏休みになりますが、もし困ったことがあつたら、一人で悩まず、相談してみてください。子どもの人権SOSミニレターを活用するのもいいと思います。